



育 児

▼「育児」に関する給付金や支援制度は次の通りです。

項目	内 容	申請方法など	問い合わせ
雇用保険 育児休業給付金	<p>休業開始時賃金日額 × 支給日数の50%相当額</p> <p>対象者 雇用保険の被保険者</p>	<p>申請方法・給付要件など 詳細については、 勤務先の福利厚生担当者に お問い合わせください。</p>	
日本赤十字社の全社的福利厚生等 育児休業復帰一時金	<p>100,000円</p> <p>育児休業から復帰した日から引き続き 勤務して6か月を経過した日以降に支給</p> <p>対象者 雇用保険の被保険者である職員</p>		

※「育児休業復帰一時金」は、「日本赤十字社職員休業補償等規則」に基づいて実施しています。



日本赤十字社は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の子育て支援のため「日本赤十字社次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年4月1日～平成21年4月30日の達成状況をもって、厚生労働大臣の認定を受けました。

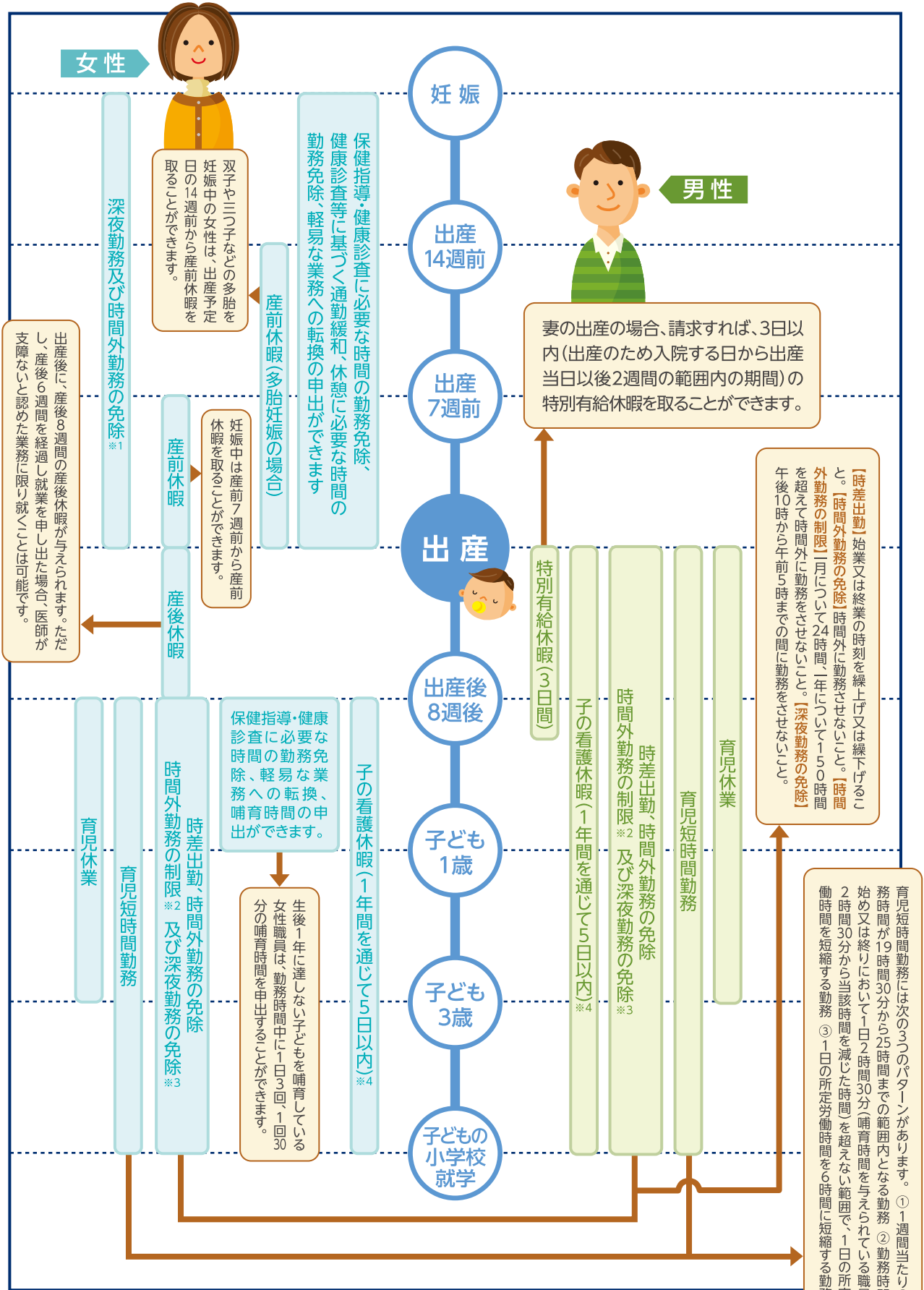


◎ 平成23年度から育児休業規程が改正されました。

- 育児短時間勤務と部分休業が統合され、1日の働く時間を少なくする勤務を全て育児短時間勤務と呼ぶことになりました。
- 給与の算定方法が勤務しない1時間あたりを減額する方法(改正前部分休業の方法)に統一しました。
- 申請書が簡素化され、育児休業の申出書と育児休業以外の申出書の2種類のみになりました。



日本赤十字社のおもな妊娠、出産、育児のための支援制度



※1…申し出により、深夜勤務・時間外勤務が免除されます。

※2…申し出により、小学校入学までは一定の条件の下で制限されることがあります。

※3…申し出により、産後1年は免除(女性のみ)、小学校入学までは一定の条件の下で免除されることがあります。

※4…(その養育する満6歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの子(配偶者の子を含む。))が2人以上の場合は10日